

# 施工管理者等のための足場点検実務者研修のご案内

足場からの墜落防止措置等に関する労働安全衛生規則が改正し、平成21年6月1日から施行されました。同規則の改正に伴い足場の点検が強化され、労働安全衛生規則第655条に基づく足場を点検するものについては、「足場の組立て等作業主任者能力向上教育修了者のほか元方安全衛生管理者等十分な知識・経験を有する者」を指名することになっております。つきましては、当支部では足場の措置や点検が確実に実施できる施工管理者等を養成する教育、『施工管理者等のための足場点検実務者研修』を下記のとおり実施することとしましたのでご案内申し上げます。

<p>受講対象者</p>	<p>(1) 建設工事の施工管理の実務に従事した経験のある者                  ① 足場の組立て等作業を行う職長・安全衛生責任者教育                  ② 足場を使用する作業の職長・安全衛生責任者教育                  ③ 足場の組立て等作業を有する建設作業所の所長(統括安全衛生責任者)、元方安全衛生管理者等の工事の施工管理に従事している者又は従事した経験を有する者                  (2) 店社の安全衛生部門で足場の設置計画書の審査、工事現場の安全パトロール等の業務を担当している者                  ① 足場の設置届に係る計画参画者が前提であるので、安衛則別表第9に規定されている次のa又はbの者が該当します。                  a 次のア及びイのいずれにも該当するもの                  ア 次のいずれかに該当する者                  ・ 足場に係る工事の設計監理又は施工管理の実務に3年以上従事した経験を有すること。                  ・ 1級建築士の免許を受けることができる者であること。                  ・ 1級土木施工管理技術検定又は1級建築施工管理技術検定に合格したこと。                  イ 工事における安全衛生の実務に3年以上従事した経験を有すること又は厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了したこと。                  b 労働安全コンサルタント試験(土木又は建築)に合格した者                  ② 店社の安全衛生部門又は工事部門の安全衛生パトロールの担当者</p>
<p>講習日時等</p>	<p>■ 令和8年 7月 9日 (木) (講習時間) 12:55~17:15                  ■ 令和8年 9月 18日 (金) ※時間は都合により変更になる場合があります。</p> <p>◆ 足場からの墜落関連災害事例とその防止対策                  ◆ 労働安全衛生法令のうち、足場の組立て等に関する条文(省令の改正部分を含む)                  ◆ 手すり先行工法ガイドラインの概要 ◆ 足場、部材等の種類と特徴                  ◆ 組立て、変更等の点検ポイントと記録等 ◆ 組立て、変更後等の保守管理</p>
<p>講習会場</p>	<p>建設業安全衛生技術センター (沖縄市海邦町3-17 ☎098-934-1660)</p>
<p>定員</p>	<p>70名 (定員になり次第締切りますので早めにお申し込み下さい。)</p>
<p>受講料</p>	<p>(お一人様) 6,000円 (受講料4,191円+テキスト1,809円) ※表示価格はすべて税込みです。</p>
<p>申込方法</p>	<p>■ 所定の申込書を記入し提出(郵送可)して下さい。提出していただいた方へ講習日程及び受講料の支払い方法等を記載した「講習会通知書」を送付致します。                  ※申込書はホームページからも印刷できます。  <a href="https://www.kensaihou-okinawa.com/">https://www.kensaihou-okinawa.com/</a> 建災防沖縄県支部で検索</p>
<p>申込書提出先</p>	<p>建設業労働災害防止協会沖縄県支部 (沖縄労働局長登録教習機関)                  ☎901-2131 沖縄県浦添市牧港5-6-8 建設会館5階                  TEL098-876-5273 Fax098-876-1198</p>

建設業労働災害防止協会沖縄県支部 (略称:建災防)

☎901-2131 沖縄県浦添市牧港5-6-8(建設会館5階) TEL098-876-5273 FAX098-876-1198

